

若年認知症家族会・支援者連絡協議会 会則

1. 会の名称

本会は、全国若年認知症の家族会・支援者連絡協議会（全国若年認知症協議会と略）と称する。

2. 会の目的

全国の若年認知症家族会のおよび支援者の代表などで構成し、若年認知症に関わる各地域の医療・福祉・介護・就労状況等の情報交換を行い、若年認知症の人と家族の安寧と権利を確保するよう各種の機関へ呼びかけ、若年認知症に特化した支援とケアを拡充するための社会活動を協働して行うことを目的とする。

3. 会の活動内容

- 1) 全体会（年1回）及び臨時会（必要に応じて）
- 2) 各種の情報交換・情報発信
 - ①日常的な活動や、あらたな家族会や支援活動立ち上げへの支援
 - ②行政、医療、福祉などの関係機関への働きかけ
- 3) その他 若年認知症に関係する事項

4. 会員

- 1) 会員の種別は以下の通りとする。
 - ①正会員（A：家族会代表またはそれに準ずる人、B：支援者の会代表またはそれに準ずる人）
 - ②賛助団体会員（趣旨に賛同する企業・団体）
 - ③賛助個人会員（趣旨に賛同する個人）
- 2) 会員は、毎年3月末までに会費を納入する義務を有する。なお、2年間以上会費を未納した場合は、退会したものと見なす。

5. 役員および委員

- 1) 役員を正会員から選出し、役員会を適宜開催する。
- 2) 役員は、会長1名、副会長2名、会計2名、監事2名とし、正会員より互選する。
任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3) 会長は、会を代表し、全体会を主催する。会長は、全体会の半数以上の賛成を得る。
- 4) 活動目的に応じて委員会を設置する。委員長は正会員とし、委員は正会員団体から推薦することが出来る。

6. 会費および会計年度

- 1) 年会費は以下のとおりとする
 - ①正会員（1団体当たり 10,000円）
 - ②賛助団体会員（一口 10,000円）
 - ③賛助個人会員（一口 3,000円）
- 2) 会計年度は、毎年 4月1日から3月31日までとする。

7. 事務局

事務局は、新宿区新宿 1-25-3 エクセルコート新宿 302 若年認知症サポートセンター内におく。

8. 附 1) 本会則は、平成22年2月22日より施行する。

